

**令和5年度 滋賀地方最低賃金審議会  
第3回滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会  
議事録**

開催日時	令和5年10月23日(月) 9時22分～11時55分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 出席3人 (定数3人) 労働者代表委員 出席3人 (定数3人) 使用者代表委員 出席3人 (定数3人) 事務局 4人
出席者	公益代表委員 片山 聡 平井建志 松田有加 労働者代表委員 榎並典朗 庄野英夫 西川伸吾 使側代表委員 川口剛史 西田保夫 水野 透 事務局 中井労働基準部長、口賃金室長、 辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官
主要議題	・滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事録	別紙のとおり

○事務局（室長）

それでは、ただ今から、「令和5年度 第3回 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会」を開催します。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の委員の出席状況について、報告します。

公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計9名全員のご出席です。

したがいまして、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていただいたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」、「議事要旨」についてもホームページで公開することとなります。

よって、同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、平井部会長にお願いします。

○部会長

みなさん、おはようございます。

本日は、最終の専門部会となりますので、労使合意でまとまりますよう、皆様のご協力を是非ともよろしく願いいたします。

はじめに、事務局から他府県の状況等について報告をお願いします。

○事務局（指導官）

それでは、本日の資料についてご説明させていただきます。

資料 No.1 は、令和 5 年度 特定（産業別）最低賃金結審状況（一般機械器具製造業関係）でございます。

10月20日現在までに、富山、石川、福井、長野、静岡、大阪、兵庫、島根、広島、徳島、香川の11局で結審しております。

本日の資料につきましては、以上でございます。

○部会長

ただ今の説明について、ご質問等ございますか。

○各委員

（質問等上がりず）

○部会長

特にないようですので、議題の「滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。前回どおり労・使に分かれて、個別協議を行う予定ですが、その前に、各委員からご意見等ありますか。

○全委員

（意見等上がりず）

○部会長

ないようですので、労・使に分かれて、ご検討お願いいたします。

その後、労働者側と個別協議を行い、次に使用者側と個別協議を行います。労働者側は、検討の時間にどれくらい必要でしょうか。

○労働者が委員

20分程いただきたいです。

○部会長

それでは、9時45分から労働者側との個別協議を始めます。

控え室について、事務局から説明してください。

○事務局（室長）

個別協議に当たりまして、労働者側は4FのTV会議室を、使用者側は5Fの労働基準部長室をご使用願います。

辰巳指導官が労働者側代表委員を、浜口監督官が使用者側代表委員をご案内いたします。

○部会長

では、ここから休会といたします。

委員の皆様、控室に移動をお願いします。

【専門部会休会】

〔 労 使 各 側 に 分 か れ て の 個 別 協 議 〕

【専門部会再開】

○部会長

お待たせしました。

それでは、専門部会を再開いたします。

これまで、労使双方と個別協議を重ねてまいりました。労使ともそれぞれのお立場で思うところが重々あると思いますが、双方、産別最賃の趣旨、意義をご理解いただき、歩み寄っていただき、結果35円引上げで、全会一致となりました。

皆様ご協力いただき、ありがとうございました。

したがって、**「滋賀県一般機械器具製造業最低賃金」**は、現行の時間額 978 円を 35 円引上げ、時間額 1,013 円に改正し、これを 11 月 1 日の第 5 回滋賀地方最低賃金審議会に報告したいと思います。

よろしいでしょうか。

○各委員

〔異議なし〕の声

○部会長

ありがとうございました。「全会一致」により結審しましたので、このことを審議会に報告します。

事務局は、「専門部会報告書（案）」の作成をお願いしますが、どれくらい時間が必要ですか。

○事務局（室長）

10 分程度いただけますでしょうか。

○部会長

それでは、「専門部会報告書（案）」ができる 11 時 55 分まで、休会とします。

【専門部会休会】

〔「専門部会報告（案）」の配布〕

【専門部会再開】

○部会長

それでは、専門部会を再開いたします。

「専門部会報告書（案）」の朗読をお願いします。

○事務局（指導官）

それでは、「専門部会報告書（案）」を朗読いたします。

なお、朗読に際しましては、最低賃金の件名は略称を用い、専門部会委員のお名前は省略させていただき、別紙につきましては、最低賃金額及び効力発生の日のみとさせていただきます。

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井建志 殿

滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 平井 建志

滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月23日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

最低賃金額 1時間 1,013円

効力発生の日 法定どおり

以上でございます。

○部会長

ただ今の「専門部会報告書（案）」について、ご質問等ございますか。

○各委員

〔質問等あがらず。〕

○部会長

ないようでしたら、これをもって「令和5年度 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会報告」として、11月1日に開催される第5回滋賀地方最低賃金審議

会に報告しますので、(案)をとって、日付欄に本日の日付を入れてください。

事務局は、専門部会報告後の取り扱いについて、説明してください。

#### ○事務局(室長)

ただいま決定しました専門部会報告が、効力発生するまでの流れについて、ご説明いたします。

滋賀では、最低賃金審議会令第6条第5項「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」の規定を適用していませんので、専門部会報告を答申するには、滋賀地方最低賃金審議会で審議していただく必要があります。したがって、4件の「専門部会報告書」を、11月1日に開催される第5回滋賀地方最低賃金審議会に報告し、専門部会報告書について審議いただき、審議会の意見を最終的に取りまとめて、滋賀地方最低賃金審議会会長から滋賀労働局長に答申されることとなります。

答申後は、最低賃金法第15条第3項の準用による第11条第1項に基づき、当日中に答申の要旨を公示し、異議の申し出を受け付けます。異議申出期限は、同条第2項に基づき「公示のあった日から15日以内」ですので、11月16日までとなります。

例年、特定(産業別)最低賃金に係る異議の申し出はありませんが、仮に、異議申出があった場合は、異議申出期日の翌日である11月17日に、同法第11条第3項に基づき、第6回滋賀地方最低賃金審議会を開催し、異議について審議し、結論を出して、異議申出に係る審議会意見を滋賀労働局長に答申することとなります。

答申後は、4件まとめて、12月1日に改正決定の官報公示を行い、同法第19条第2項に基づき、公示の日から30日を経過した12月31日から効力が生じることとなります。

以上です。

○部会長

最後に、中井労働基準部長からご挨拶いただきます。

○事務局（部長）

本日、ご結審いただき、最後の専門部会となりますので、一言、ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様には、ご多忙にかかわらず、また、9月26日、10月11日、そして本日23日という日程の中、物価上昇の折、労使の皆様には難しい決断を迫られる中、慎重に調査審議をしていただき、また、公益の委員の皆様には、全会一致に向けてご尽力いただき、その結果、全会一致の結審となり、心から感謝申し上げます。

11月1日の本審の報告等を含めて順調にいきますと、12月31日の発効予定となっています。今後は、改正される特定最低賃金の周知とその履行確保となりますが、全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

委員の皆様のご尽力に改めまして感謝申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○部会長

ありがとうございました。

その他、何かありますか。

○事務局（室長）

事務局から滋賀地方最低賃金審議会の代表委員の皆様にお知らせします。

第5回滋賀地方最低賃金審議会を11月1日（水）午前10時からこの会場で開催いたしますので、ご出席、よろしく願いいたします。

当日は、マスコミ取材が入る可能性もありますので、その際には、ご理解とご



協力をお願いします。

また、例年、異議申出はございませんが、異議申出があった場合は、11月17日（金）午前10時からこの会場で異議に係る審議を行いますので、こちらの日程も確保をよろしく願いいたします。

異議の有無につきましては、前日の、11月16日（木）午後5時15分過ぎにメールで全委員にお知らせいたしますので、メールチェックについてもよろしく願いします。

以上です。

#### ○部会長

委員の皆様には、大変お忙しい中、部会運営にご協力いただき、結審することができましたことに感謝申し上げます。

これで、「令和5年度 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会」を終了いたします。

お疲れ様でした。